

第二次すみだ環境の共創プラン(後期)

2022(令和4)年度~2025(令和7)年度

素案

墨田区

(白紙ページ)

(はじめに)

第二次すみだ環境の共創プラン（後期） 素案 目次

第1章 第二次すみだ環境の共創プランの中間見直しにあたって

1 - 1 プラン中間見直しの背景	2
1 - 2 プランの目的	6
1 - 3 プラン中間見直しのプロセス	6
1 - 4 プランの位置づけ	7
1 - 5 プランの期間	8

第2章 すみだの環境の現状と課題

2 - 1 墨田区の環境の現状	10
2 - 2 プランの進捗	21
2 - 3 環境アンケートの結果	22
2 - 4 プラン中間見直しにあたっての課題と対応	24

第3章 本プランが目指す「すみだ」の将来像

3 - 1 本プランが目指す「すみだ」の将来像	28
3 - 2 2025（令和7）年ごろのすみだのイメージと基本目標	29

第4章 「環境の共創」基本施策

第二次すみだ環境の共創プラン（後期）の体系	
基本目標 1	
基本目標 2	
基本目標 3	
基本目標 4	
基本目標 5	
基本目標 6	

第5章 「環境の共創」重点プロジェクト

重点プロジェクト 1	
重点プロジェクト 2	
重点プロジェクト 3	
重点プロジェクト 4	
重点プロジェクト 5	
重点プロジェクト 6	

第6章 プランの推進

6 - 1 プランの推進体制	
6 - 2 プランの進行管理	

第7章 資料編	81
---------------	----

第 1 章 第二次すみだ環境の共創プランの中間見直しに当たって

第1章 第二次すみだ環境の共創プランの中間見直しに当たって

1 - 1 プラン中間見直しの背景

1. 環境に関連した社会情勢

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs) の浸透

「第二次すみだ環境の共創プラン」の策定(2016(平成28)年3月)とほぼ同じ時期に、世界では、2030年までの国際的な目標となる「持続可能な開発目標(SDGs)」がスタート(2016(平成28)年1月)しました。SDGsは、地球上の「誰一人取り残さない」ことを理念として掲げ、世界が直面する「社会面・経済面・環境面」の課題に対して統合された形で解決を目指し、より良い未来を築くことを目的としています。

世界が直面する 課題の3側面	社会面：貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない課題
	経済面：エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指すための課題
	環境面：地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき課題

資料：パンフレット「持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組」(外務省)をもとに整理

SDGsの目標は17あり、内容が多岐にわたります。そのため、あらゆるステークホルダーが参画するパートナーシップを構築し、分野横断的な取組を推進することが望まれます。

こうした動きを踏まえ、「第二次すみだ環境の共創プラン(後期)」(以下「本プラン」という。)と同時に策定された「墨田区基本計画(後期)」も、SDGsを踏まえた計画となりました。本プランでは、環境を中心とした様々な課題の解決を通じ、より良いまちづくりと世界規模での持続可能な社会の構築に貢献することが求められます。

【「持続可能な開発目標(SDGs)」における17の目標】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センターHP

(2) 脱炭素社会への転換

地球温暖化により、かつて経験したことのないような気候の変化が生じており、「気候危機」と呼ばれるまでになりました。例えば、甚大な被害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨では、日本周辺での気温の上昇が雨量を約 6.7%¹底上げしたことが指摘されています。このような極端な豪雨や高温などにより、私たちの生命や財産、様々な生物に甚大な被害が生じています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が 2018（平成 30）年に公表した「1.5 特別報告書」では、2050 年前後には世界の CO₂ 排出量を正味ゼロにする必要があることが示され、世界中で「脱炭素社会」へ転換していくための取組が活発化しています。

こうした動きを踏まえ、我が国では 2020（令和 2）年、東京都では 2019（令和元）年に、『2050 年カーボンニュートラル（脱炭素化）』が宣言されました。

【2050年カーボンニュートラル（脱炭素化）を表明した国】
（124 か国・1 地域 2021（令和 3）年 1 月 20 日時点）



出典：経済産業省資源エネルギー庁 HP

このように、本プランにおいても、将来のあるべき姿を見据えたバックカスティングの手法を取り入れながら、家庭、事業所、まちづくりなど、あらゆる分野の社会経済構造を脱炭素型へと移行するための再構築・再設計が求められます。

(3) 気候変動対策における「緩和」と「適応」

前述のとおり、これまで以上に温室効果ガスの排出量を抑制する「緩和」に取り組む必要がありますが、併せて気候変動による被害を回避・軽減する「適応」にも取り組む必要があります。

こうした動きを踏まえ、我が国では 2018（平成 30）年に「気候変動適応法」が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が担うべき役割が明確化されました。また、東京都では 2021（令和 3）年に「東京都気候変動適応計画」が策定されました。

【気候変動対策における「緩和」と「適応」】

緩和とは？ 適応とは？

人間社会や自然の生態系が危機に陥らないためには、実効性の高い温室効果ガス排出削減の取組を行っていく必要があります。温室効果ガスの排出抑制に向けた努力が必要です。

緩和を実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していくことが適応です。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム HP

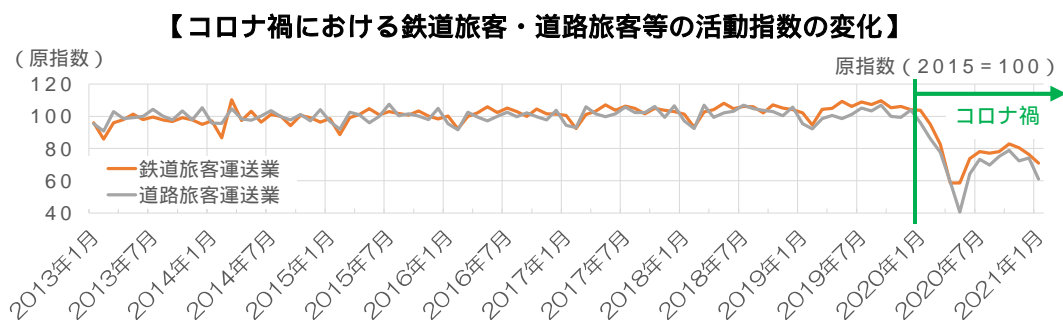
このように、本プランにおいても、区の立地や特性に応じた気候変動リスクを適切に把握し、社会インフラ整備などのハード面、区民への情報提供や意識啓発などのソフト面の両面で「適応」に取り組むことが求められます。

1：（出典）日本の気候変動 2020-大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書-（詳細版）
（2020（令和 2）年 12 月 文部科学省・気象庁）

(4) コロナ禍からのグリーンリカバリー

2019（令和元）年12月以降、世界中で新型コロナウイルス感染症が流行しています。

我が国では、感染拡大を防ぎながら生活していくための「新しい生活様式」が取り入れられました。それに伴い、テレワークをはじめとする柔軟な働き方などが促進され、運輸を始めとする各分野のエネルギーの消費動向などが変化しています。また、環境啓発イベントなど、多数の人が集まる事業をオンラインでの開催に切り替えるなど、様々な環境施策において柔軟な対応が求められています。



資料：「第3次産業（サービス産業）活動指数」（経済産業省）をもとに作成

さらに、世界中でコロナ禍からの復興を環境対策（特に温暖化対策）に繋げていく「グリーンリカバリー」という考え方が注目されています。2020（令和2）年6月には、環境省と気候変動イニシアティブ（気候変動対策に積極的に取り組む企業や自治体、団体、NGOなどのネットワーク）による意見交換会が行われ、経済社会活動の再開を脱炭素社会への移行、循環経済への移行、自立分散型社会への移行に繋げる方向性などについて話し合われました。

このように、本プランにおいても、コロナ禍を踏まえた環境施策を通じ、「働き方改革」を促進するなど様々な社会変革に繋げていくことが求められます。

(5) 様々な分野における環境施策

環境に関連した社会情勢として、2020（令和2）年以降の生物多様性の世界目標となる「ポスト愛知目標」、食品ロス問題、海洋プラスチック問題など、様々な動きが活発化しています。

このように、環境問題は様々な分野に及ぶため、それぞれの分野に対して個々に施策を検討するのではなく、分野横断的な視点で検討することが重要です。

たとえば、自然環境が持っている多様な機能を賢く利用する「グリーンインフラ」という考え方があります。この考えに基づけば、緑地の整備により、生物の生息・生育場所の創出、雨水の貯留・浸透対策、ヒートアイランド対策など複数の環境分野での施策を進めながら、同時に健康・レクリエーション機能の向上など、その他の分野も含めたマルチベネフィット（複数の社会課題の同時解決）に繋げることができます。

一方で、温室効果ガスの排出量を削減するためにエアコンの使用を控えることが、熱中症のリスクを上昇させるなど、トレードオフ（一方を追求するともう一方を犠牲にしなければならないという、二律背反の状態）の関係にある環境施策もあります。

本プランにおいても、マルチベネフィットやトレードオフを考慮してあらゆる環境施策の全体最適化を行うことが求められます。

【近年の環境関連年表】

年	世界・国内の動き	東京都の動き	墨田区の動き
2011 (平成 23)	・東日本大震災(3月)	・「東京都電力対策緊急プログラム」策定(5月)	・「墨田区緑の基本計画」改定(2月) (計画期間：平成7年度～平成32年度) ・「墨田区一般廃棄物処理基本計画」 (第3次計画)策定(4月) (計画期間：平成23年度～平成32年度) ・「墨田区基本計画」改定(12月) (計画期間：平成23年度～平成27年度)
2012 (平成 24)	・「第四次環境基本計画」策定(4月) (「2050年までに温室効果ガス排出量を 現状から80%削減」する目標を設定) 基準年は明記されず ・「再生可能エネルギーの固定価格買取制 度」開始(7月) ・「生物多様性国家戦略2012-2020」策定(9月)	・「東京都省エネ・エネルギーマ ネジメント推進方針」策定(5月) ・「緑施策の新展開～生物多様性 の保全に向けた基本戦略～」策 定(5月)	・「すみだ環境の共創プラン<改定版>」(す みだ環境基本計画兼墨田区地球温暖化対 策地域推進計画)策定(3月) (計画期間：平成18年度～平成27年度) ・東京スカイツリー開業(5月)
2013 (平成 25)	・「第三次循環型社会形成推進基本計画」 策定(5月)		
2014 (平成 26)	・「エネルギー基本計画」(第4次計画)策定(4月) ・「気候変動に関する政府間パネル(IPCC) 第5次評価報告書統合報告書」公表・採 択(10月) ・燃料電池自動車(FCV)発売開始(12月)	・「2020年までにエネルギー消費量を 2000年比で20%削減する」目標を設定 ・「東京都長期ビジョン」策定(12月) 「2030年までにエネルギー消費量を 2000年比で30%削減する」目標を設定	・「省エネルギー・再生可能エネルギーに 関する区民及び事業者意識調査」8月～ 9月実施(11月報告)
2015 (平成 27)	・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」公布(7月) ・「長期エネルギー需給見通し」決定(7月) ・「2030年の温室効果ガス排出量を 2013年度比で26%削減」とする「約 束草案」の決定及び国連への提出(7月) ・電力小売全面自由化に向けた小売電気事 業者登録手続開始(8月) ・「持続可能な開発目標(SDGs)」採択(9月) ・「パリ協定」採択(12月)	・「水素社会の実現に向けた東京 戦略会議」のとりまとめ(2月)	・「墨田区地球温暖化対策実行計画(事務 事業編)」(第4次計画)策定(3月) (計画期間：平成27年度～平成31年度)
2016 (平成 28)	・電力小売の全面自由化(4月) ・主要国首脳会議・伊勢志摩サミット(三 重県)及び同環境大臣会合(富山市)開催(5 月) ・「地球温暖化対策計画」策定(5月)	・「東京都環境基本計画」改定(3 月)	・「第二次すみだ環境の共創プラン」策定(3月) (計画期間：平成28年度～平成37年度) ・「すみだ環境ふれあい館」閉館(2月) ・「墨田区基本計画」策定(6月) (計画期間：平成28年度～平成37年度)
2017 (平成 29)	・ガス小売の自由化(4月) ・「名古屋議定書」批准(5月)	・都営バスへの燃料電池バスの導 入(3月)	・「墨田区一般廃棄物処理基本計画」中間見直し(6 月)(計画期間：平成23年度～平成32年度)
2018 (平成 30)	・「第五次環境基本計画」策定(4月) ・「第四次循環型社会形成推進基本計」策定(6月) ・「気候変動適応法」公布(6月) ・「エネルギー基本計画」(第5次計画)策定(7月) ・「気候変動適応計画」策定(11月)		
2019 (令和元)	・「プラスチック資源循環戦略」策定(5月) ・「食品ロス削減推進法」公布(5月) ・「建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律」改正(5月) ・「パリ協定に基づく成長戦略としての長 期戦略」策定(6月) ・「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」 G20首脳が共有(6月) ・「グリーンインフラ推進戦略」公表(7月) ・新型コロナウイルス感染症の流行(12月以降)	・「ゼロエミッション東京戦略」 策定(12月) ・「ZEV普及プログラム」策定 (12月) ・「みんなでいっしょに自然の電 気」キャンペーン開始(12月)	
2020 (令和2)	・発送電分離(大手電力会社から送配電部 門の分離)(4月) ・プラスチック製レジ袋の有料化開始(7月) ・国が「2050年までに温室効果ガスの排 出実質ゼロ」を目指すことを宣言(10月) ・「2050年カーボンニュートラルに伴う グリーン成長戦略」策定(12月)		・「墨田区地球温暖化対策実行計画(事務 事業編)」(第5次計画)策定(3月) (計画期間：令和2年度～令和6年度)
2021 (令和3)	・2020年オリンピック・パラリンピック 東京大会開催(7月～8月予定) ・「ポスト愛知目標」採択(10月予定)	・「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」策定(3月) ・「ゼロエミッション都庁行動計 画」策定(3月) ・「東京都気候変動適応計画」策定(3月) ・「東京都食品ロス削減推進計画」策定(3月)	・「墨田区一般廃棄物処理基本計画」(第 4次)策定(2月) (計画期間：令和3年度～令和12年度)

2. 区的环境施策の展開

墨田区では、2006（平成 18）年4月に環境に関わる諸施策を総合的・計画的に推進するため、区民・事業者・区の責務と施策の方向性を明らかにした「すみだ環境基本条例」を施行しました。

この基本条例に基づき、2007（平成 19）年3月に環境の共創²に関する目標及び施策を定めた墨田区的环境行政の最上位計画である「すみだ環境の共創プラン（2006（平成 18）年度～2015（平成 27）年度）」を策定し、省エネルギー・省資源や緑化推進、雨水利用³、リサイクルなどの施策とともに意識啓発のための事業を積極的に推進してきました。

2009（平成 21）年10月には、地球温暖化問題をはじめとした、深刻化する地球環境の危機に対して、地域から一層の対策に取り組み「環境にやさしいまち すみだ」を実現するため、「すみだ環境区宣言」を行いました。

2016（平成 28）年3月には、「第二次すみだ環境の共創プラン（2016（平成 28）年度～2025（令和 7）年度）」を策定し、それまでの取組を強化するとともに、地球規模の環境問題への対応などを図ってきました。

今回、「第二次すみだ環境の共創プラン」の策定後6年が経過し、SDGsの浸透など様々な社会情勢が変化したことを踏まえ、全体を見直し、「環境にやさしいまち すみだ」の実現に向けて、さらなる取組を推進していくものとします。

1 - 2 プランの目的

本プランは、すみだ環境基本条例の規定に基づき、環境の共創に関する目標及び施策を定め、それらの施策を総合的・計画的に推進することを目的として、「第二次すみだ環境の共創プラン」の後期計画として策定するものです。

また、本プランは2005（平成 17）年11月に策定された「墨田区基本構想」と、本プランと同時に策定された「墨田区基本計画（後期）」のもとに、すみだ環境基本条例の基本理念である「環境の共創」の実現に向けて、中長期的な視点から総合的、計画的に環境施策を推進するために必要な事項を定めています。

1 - 3 プラン中間見直しのプロセス

計画策定時に追加

2：すみだ環境基本条例で定義され、良好で安全かつ快適な環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生をいう

3：雨水を貯め散水や防火用水等を目的として利用すること。

1 - 4 プランの位置づけ

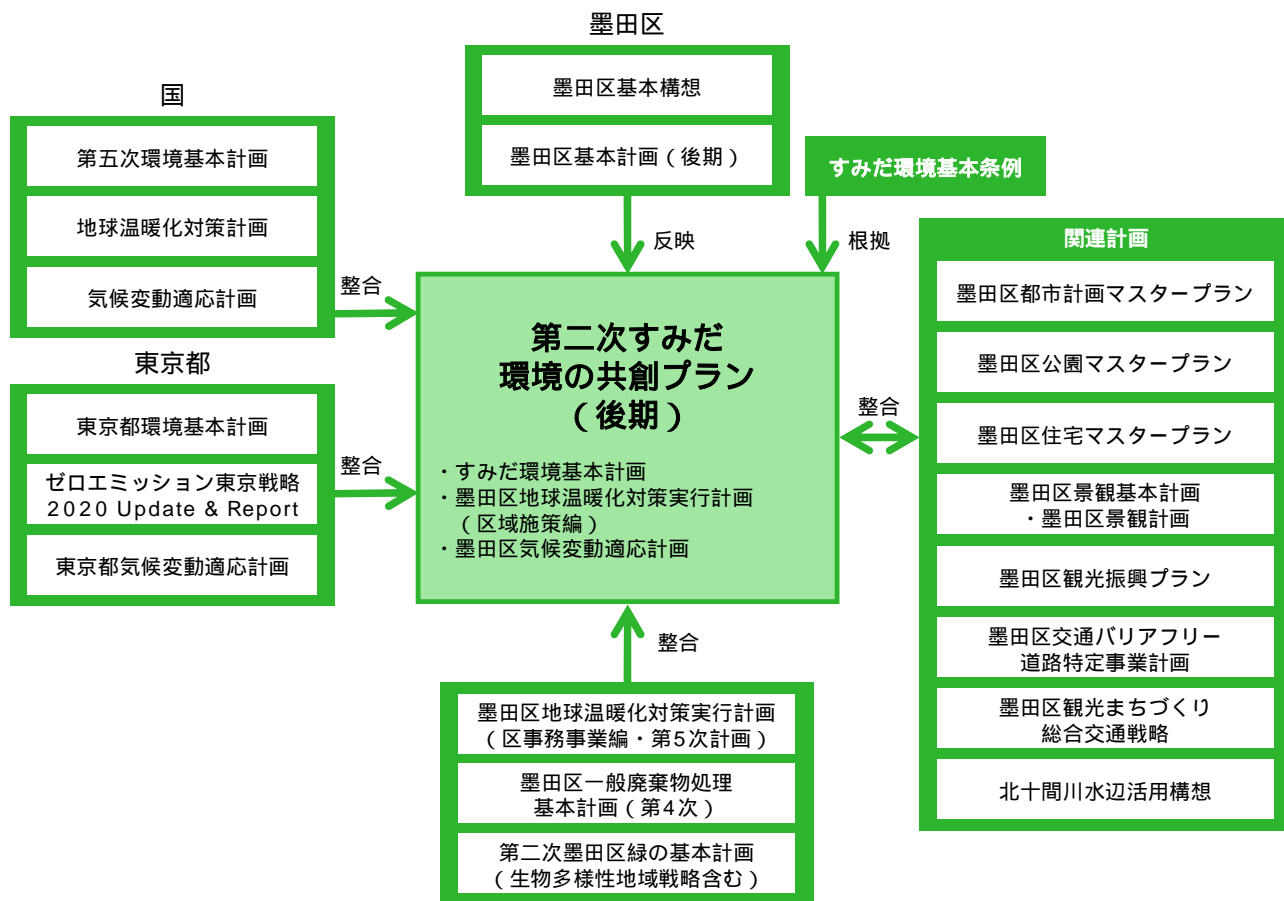
本プランは、墨田区の環境基本計画であり、区の環境行政の最上位となる計画です。

墨田区の最上位の総合計画である「墨田区基本構想」における区の将来の姿の実現に向けて、環境の側面から墨田区が取り組むべき環境政策の基本的方向を定めています。

また、本プランの策定にあたっては、環境分野における国や東京都の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、墨田区の主な関連計画や各種事業計画における施策との整合を図っています。

なお、地球温暖化への対応が国内外において緊急の課題となっていることから、「墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と「墨田区気候変動適応計画」を包含し、地球温暖化対策に向けた一体的な取組を推進していきます。

【第二次すみだ環境の共創プラン（後期）の位置づけ】

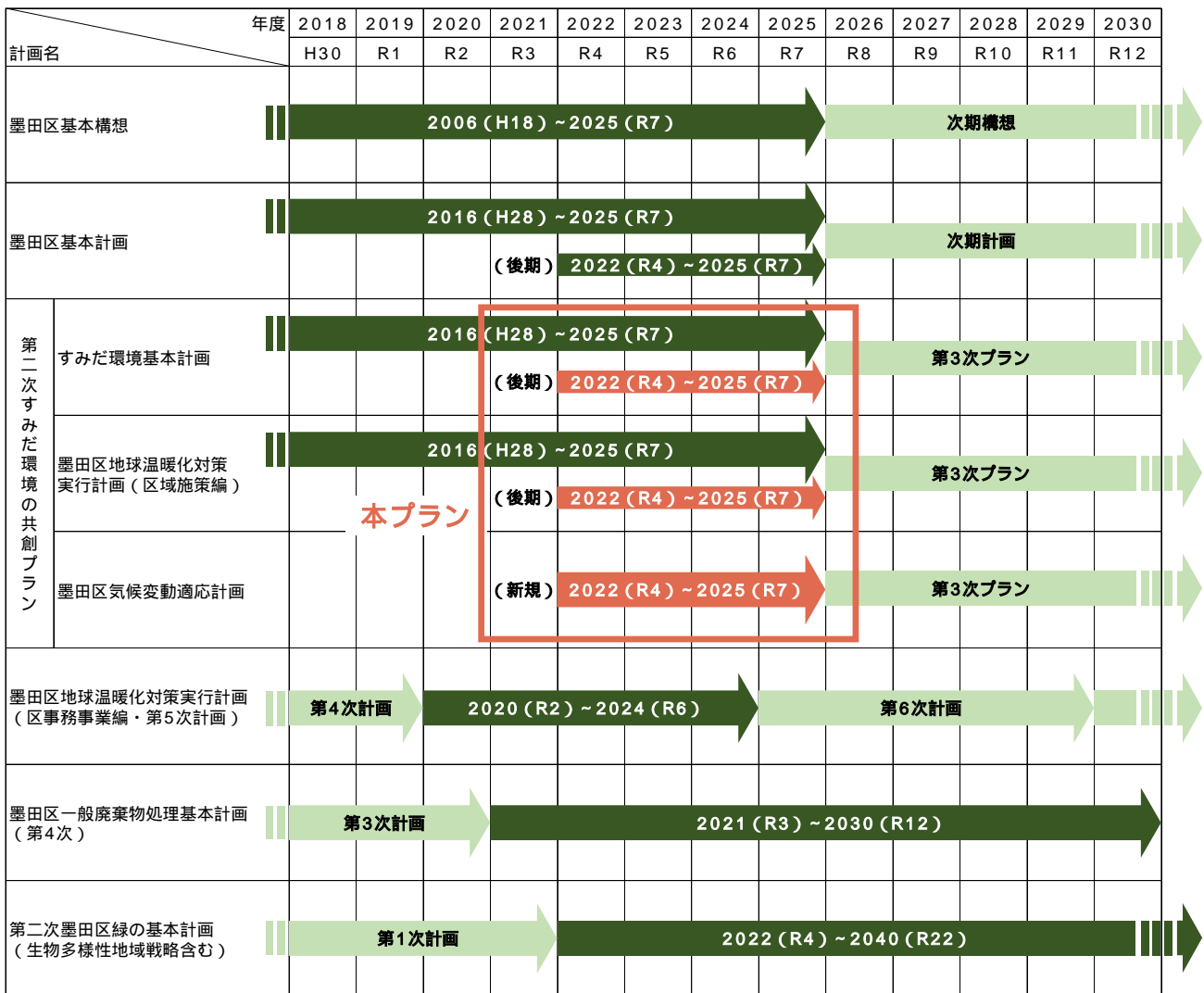


1 - 5 プランの期間

「第二次すみだ環境の共創プラン」は、計画期間を 2016（平成 28）年度から 2025（令和 7）年度までの 10 年間としています。本プランは、「第二次すみだ環境の共創プラン」の後期計画として、計画期間を 2022（令和 4）年度から 2025（令和 7）年度までの 4 年間とします。

なお、「墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、国や東京都の目標と整合を図るため、目標年次を 2030（令和 12）年度とします。

【すみだ環境の共創プラン（後期）と関連する計画の期間】



第2章 すみだの環境の現状と課題

第2章 すみだの環境の現状と課題

2 - 1 墨田区の環境の現状

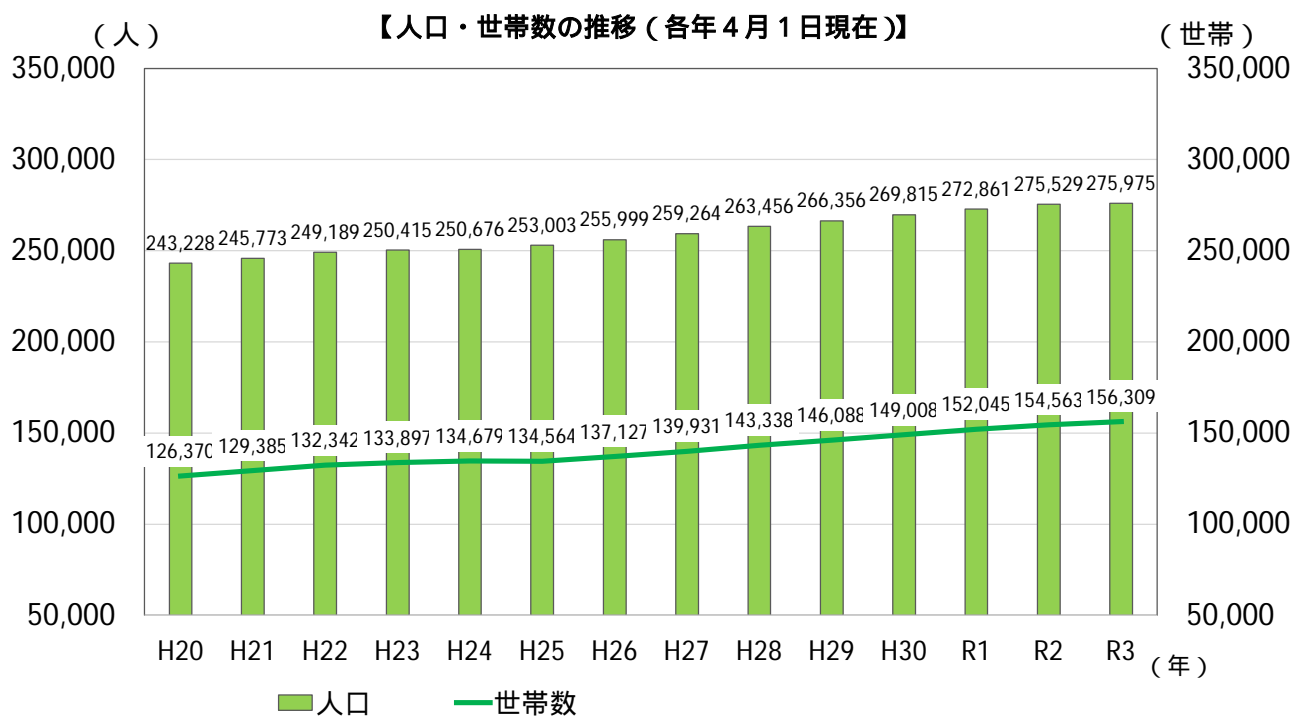
1 社会概況

(1) 人口・世帯数

墨田区の人口及び世帯数は増加傾向にあり、2021（令和3）年4月1日現在、人口275,975人、世帯数156,309世帯となっています。

世帯人員数は、2021（令和3）年は1.77人と、2008（平成20）年の1.92人から減少しており、核家族化や単身世帯化が進行しています。

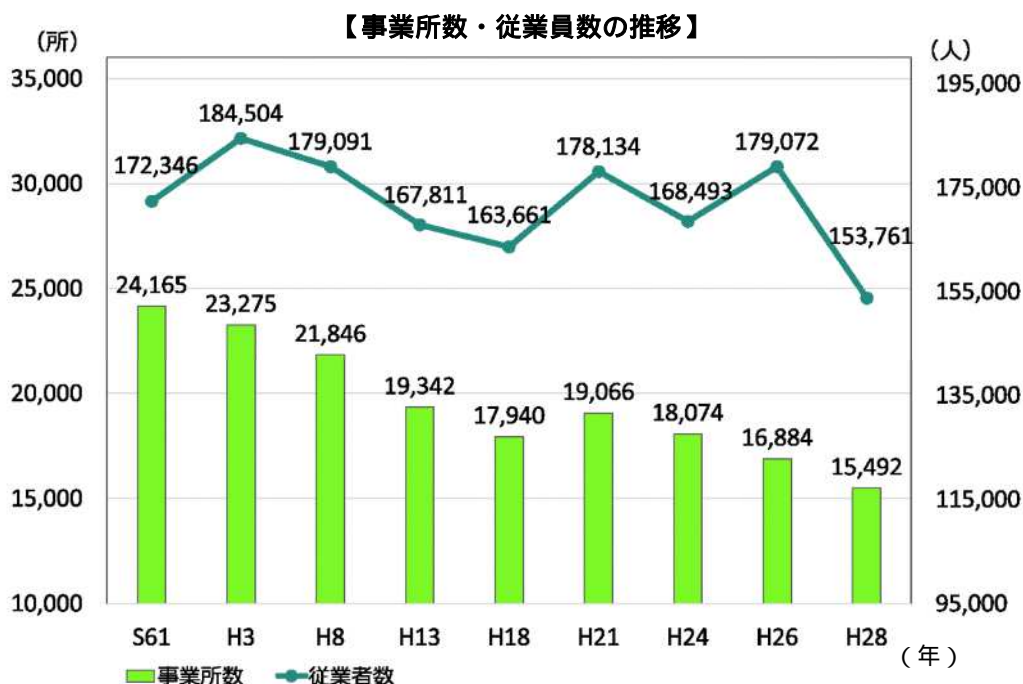
なお、2016（平成28）年に策定した「墨田区人口ビジョン」では、2025（令和7）年における区の将来人口を275,277人、2030（令和12）年における将来人口を281,132人と推計しています。



出典：墨田区住民基本台帳及び外国人登録

(2) 産業

事業所・企業統計調査及び経済センサスにより墨田区の産業の推移をみると、事業所数は、2009（平成21）年の19,066事業所から減少しており、2016（平成28）年には15,492事業所となっています。従業者数は、2009（平成21）年の178,134人から減少し、2016（平成28）年には153,761人となっています。



注) 事業所・企業統計調査は、2010(平成22)年から経済センサスに統合されており、2006(平成18)年以前と2010(平成22)年以降では、対象範囲が異なるため単純に比較はできない。

出典：事業所・企業統計調査、経済センサス活動調査(総務省・経済産業省)

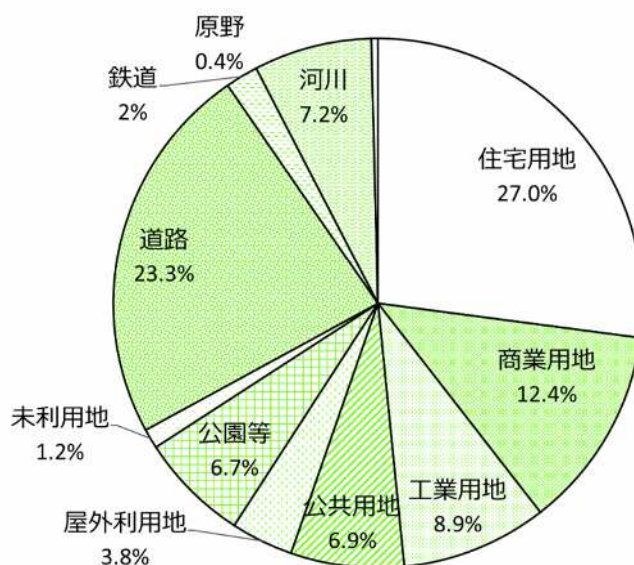
(3) 土地利用

墨田区の面積は13.77km²であり、東京都の総面積に対して、約0.6%を占めています。

土地利用は、住宅用地が27.0%、商業用地が12.4%、工業用地が8.9%、道路が23.3%などとなっています。

近年は、工場跡地が住宅地に変更され、集合住宅の整備が進みつつあると同時に、住宅密集地における空き家や空き地の増加がみられます。

【土地利用の状況：2016(平成28)年】

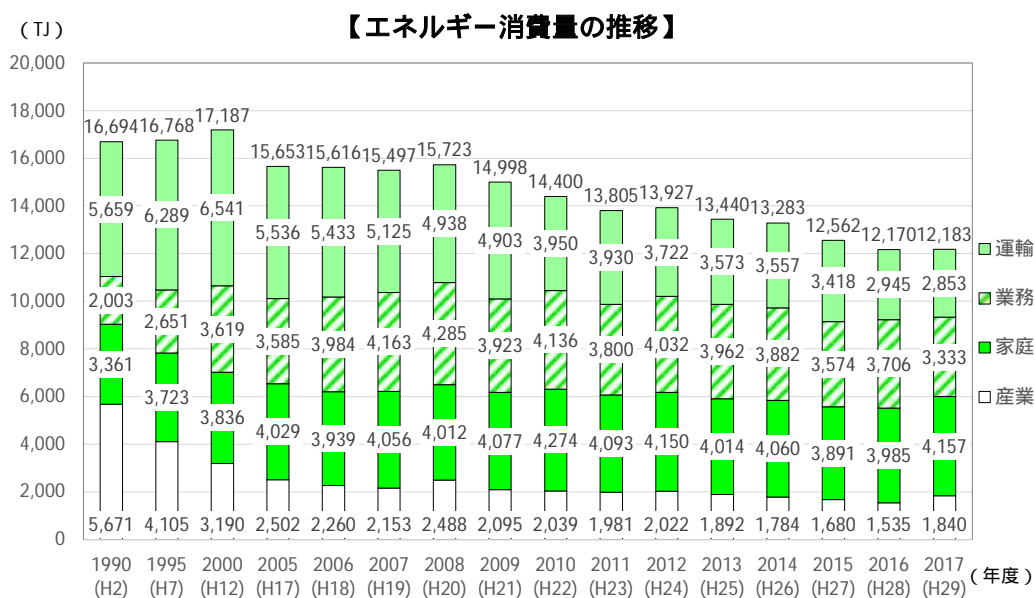


出典：墨田区都市計画マスタープラン(2019(平成31)年3月)

2 エネルギー消費量・温室効果ガス排出量の状況

(1) 部門別エネルギー消費量の推移

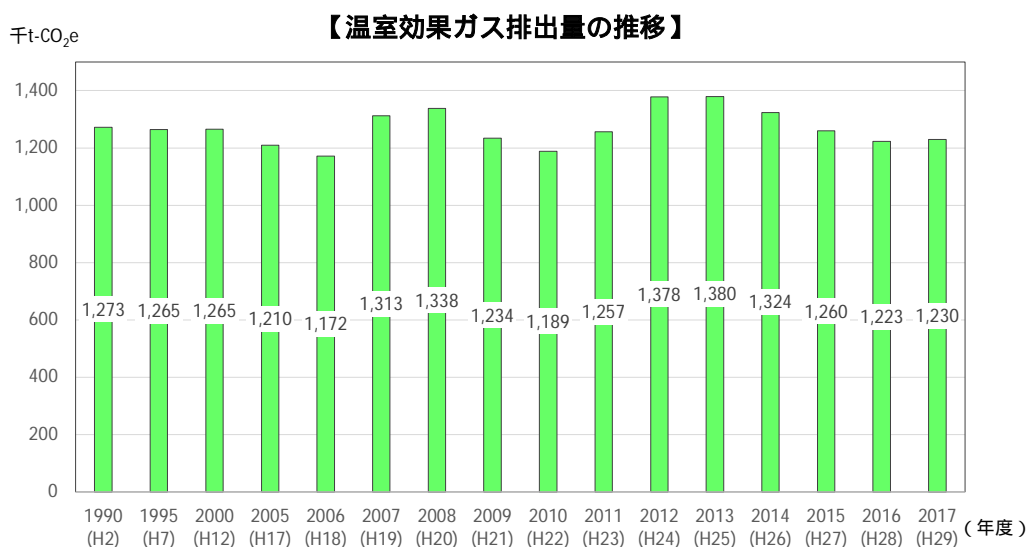
2008（平成 20）年度以降、墨田区のエネルギー消費量は減少傾向で、2017（平成 29）年度は 12,183 TJ^{千トン油当り}となっており、部門別にみると、運輸部門、業務部門、産業部門が減少しているのに対し、家庭部門は増減を繰り返しながらも横ばいで推移しています。



出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

(2) 温室効果ガス排出量の推移

墨田区の温室効果ガス排出量は、2013（平成 25）年度以降、減少しており、2017（平成 29）年度は、123 万 t-CO₂と、1990（平成 2）年度に比べて 3.3%減少しています。

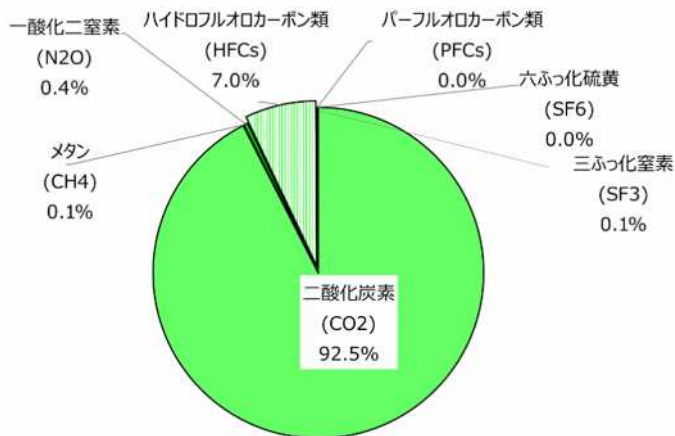


出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

(3) 温室効果ガス種別の状況

2017（平成 29）年度における墨田区から排出される温室効果ガスの種類をみると、CO₂（二酸化炭素）が全体の 92.5%を占めています。

【温室効果ガス種類の構成比：2017（平成 29）年度】

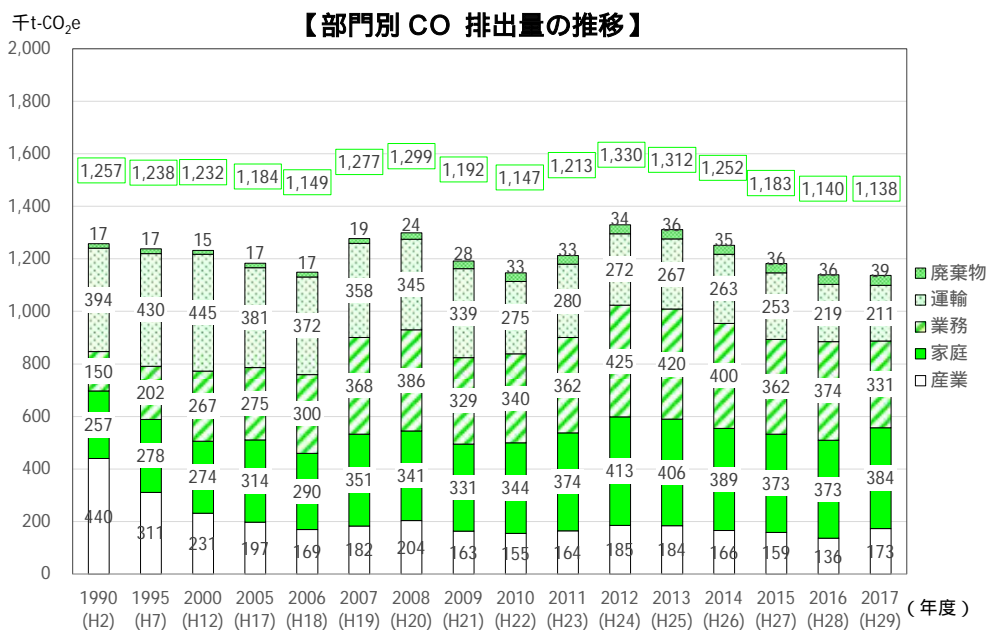


出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

(4) 部門別 CO₂ 排出量の推移

温室効果ガスの 92.5%を占める CO₂ の内訳をみると、産業部門、運輸部門は 1990（平成 2）年度以降、減少傾向にあるのに対し、家庭部門、業務部門は、増加傾向にあります。

2017（平成 29）年度は、1990（平成 2）年度に比べて、家庭部門が約 49%の増加、業務部門が約 121%の増加となっています。なお、廃棄物が 2008（平成 20）年度以降増加しているのは、廃プラスチック類のサーマルリサイクルの実施が主な要因です。

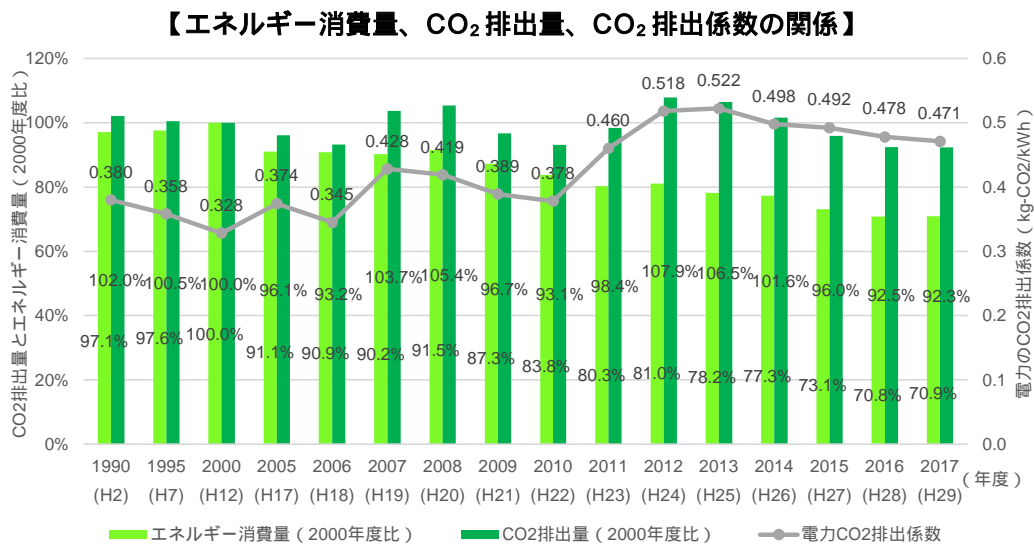


出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

(5) 電力のCO₂排出係数の推移

前述のとおり、エネルギー消費量は一貫して減少傾向にあります。CO₂排出量は2011(平成23)年度に一度増加し、その後はエネルギー消費量と同じように減少しています。

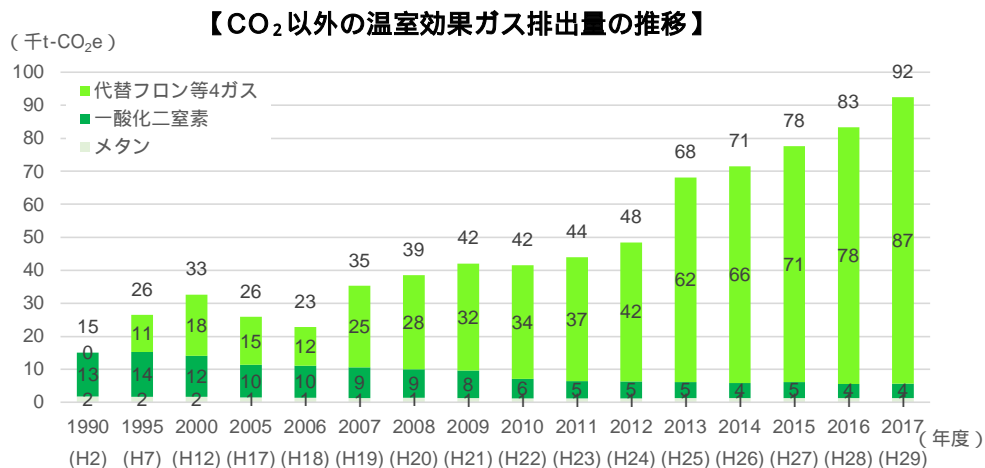
このように、エネルギー消費量とCO₂排出量の推移が異なるのは、電力のCO₂排出係数が変化することが主な要因です。2010(平成22)年度の東日本大震災以降、火力発電の占める割合が増加したため、電力のCO₂排出係数が上昇しました。その後は、少しずつ太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの割合が増加していることもあり、CO₂排出係数が低下する傾向にあります。



(6) CO₂以外の温室効果ガス排出量の推移

CO₂以外の温室効果ガス排出量は、2006(平成18)年度以降、増加傾向にあります。

内訳を見ると、メタンは横ばい、一酸化二窒素は減少傾向、代替フロン等4ガスは増加傾向にあります。



代替フロン等4ガス：ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の合計

出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

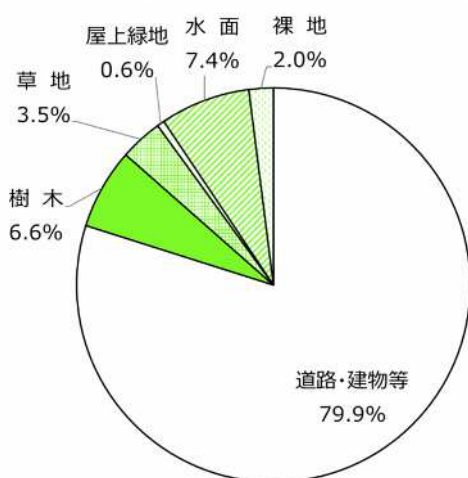
3 自然環境

(1) 区内の緑の状況

墨田区では、1972（昭和47）年3月に東京23区の中で最初に緑化宣言を行い、以来、積極的な緑化推進施策を展開してきました。

1973（昭和48）年に5.4%だった緑被率は、1990（平成2）年に9.2%、2018（平成30）年には10.7%に増加しています。墨田区は敷地の狭い商工併用住宅が密集している地域が多く、建築物等の面積がその敷地の大半を占めており、新たな緑被地の確保が難しい状況にあります。

【緑被率の状況：2018（平成30）年】



土地区分	面積 (ha)	割合 (%)
道路・建物等	1094.7	79.8
樹木	90.8	6.6
草地	48.3	3.5
屋上緑地	7.6	0.6
水面	101.7	7.4
裸地	28.0	2.0
合計	1371.1	100.0

出典：墨田区緑と生物の現況調査報告書（2019（平成31）年3月）

(2) 区内の生き物の状況

「墨田区緑と生物の現況調査報告書」によると、墨田区にはツミ、アオダイショウ、アズマヒキガエルなどの重要種をはじめとして様々な動植物の生息・生育が確認されています。

区域面積は小さいながらも公園・緑地や緑道、水辺などの多種の生息・生育環境が保全され、生物の多様性が高い地域もあります。一方で、アライグマ、カダヤシ、アレチウリなどの外来種も多く確認され、課題となっています。

【調査で確認された生物の種数：2018（平成30）年】

調査項目	確認種数	重要種数	外来種数
植物	144科943種	29科46種	27科71種
両生類	2科2種	1科1種	1科1種
爬虫類	5科5種	4科4種	1科1種
哺乳類	3科3種	なし	2科2種
鳥類	30科54種	15科20種	なし
魚類	10科25種	5科9種	1科1種
水生生物	51科90種	9科11種	5科8種
昆虫類・クモ類	184科591種	4科4種	1科1種

注1) 重要種とは文化財保護法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、環境省レッドリスト2018、レッドデータブック東京2013により選定されている動植物のことを指す。

注2) 外来種とは特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストに指定されている動植物のことを指す。

出典：墨田区緑と生物の現況調査報告書（2019（平成31）年3月）

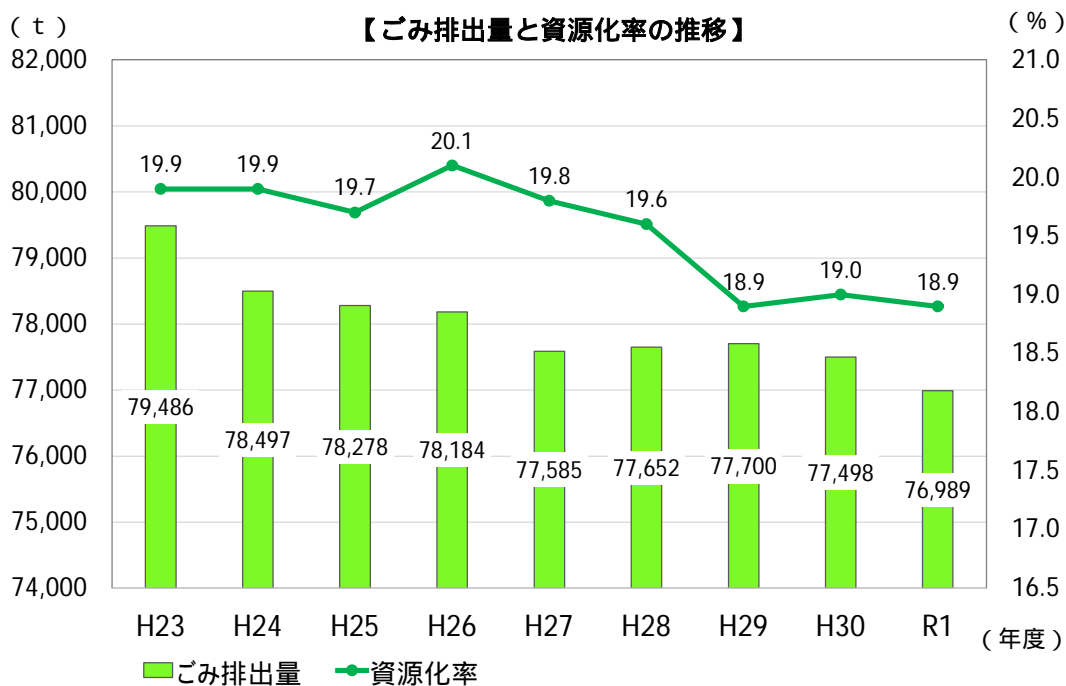
4 資源循環

(1) ごみの排出量と資源化率

墨田区のごみ排出量は、2000（平成 12）年度以降、減少傾向にあります。2006（平成 18）年度には、資源物回収方法を変更、2007（平成 19）年度は、廃プラスチック類のサーマルリサイクルモデル収集を実施し、2008（平成 20）年度から区域全体での本格回収を開始しました。

これにより、更なるごみの減量化が進み、2019（令和元）年度におけるごみの排出量は 76,989t となっており、墨田区一般廃棄物処理基本計画（2011（平成 23）年度策定）の基準年度である 2009（平成 21）年度と比較して、約 8,200t 減少しています。

一人一日当たりのごみの排出量の推移をみると、2009（平成 21）年度の 645g/人・日から 2019（令和元）年度の 544g/人・日と大きく減少しています。一方、資源化率の推移をみると、近年は低下傾向にあり、課題となっています。



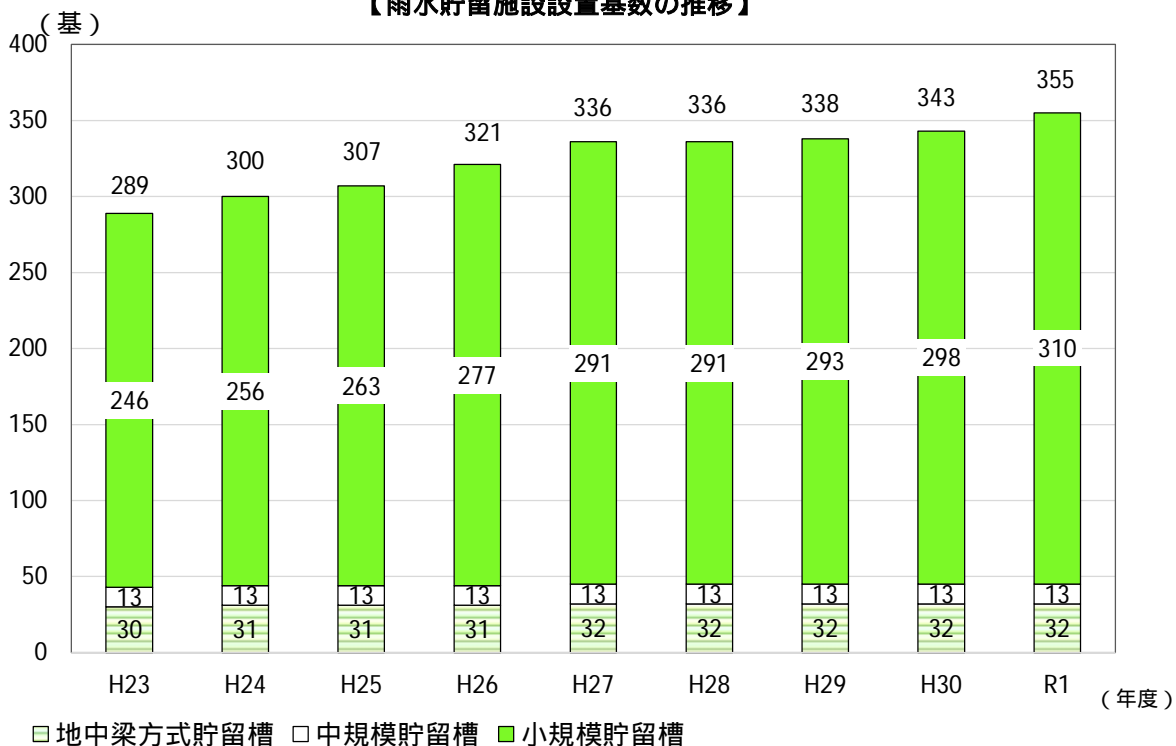
(2) 雨水利用の状況

墨田区では、雨水利用促進助成制度により雨水貯留槽を設置する場合、規模に応じて一定の助成を行っています。2019（令和元）年度までの設置基数累計は、355 基となっています。

また、民間の開発事業にあたっては雨水の貯留、浸透及び利用を指導しているほか、区庁舎においても、雨水を貯め、雑排水の処理水と合わせてトイレの洗浄水に利用しています。

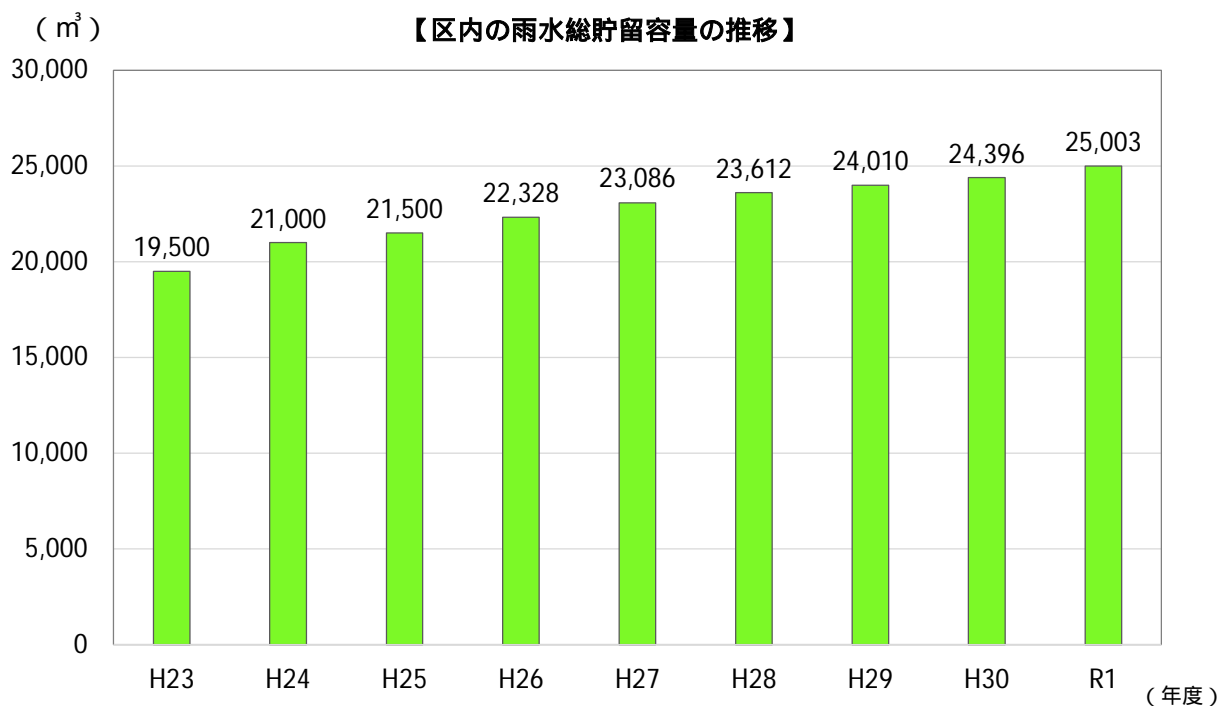
区内における雨水貯留槽容量の総量は年々増加し、2019（令和元）年度には 25,003m³ となっています。

【雨水貯留施設設置基数の推移】



出典：墨田区環境保全課

【区内の雨水総貯留容量の推移】



出典：墨田区環境保全課

5 生活環境

(1) 大気

大気汚染は、窒素酸化物や光化学オキシダント¹等の物質が直接人々の健康に影響を与えるだけでなく、酸性雨を引き起こす原因となり、その対策が求められています。

墨田区の大気汚染の由来としては、自動車等の移動発生源から排出される物質の影響が大きいとされ、増え続ける自動車交通量やディーゼル車の排出ガスが大きな原因となり、長い期間大気汚染は改善されませんでした。2003（平成15）年からディーゼル車の走行規制により大気環境は改善しています。

大気汚染物質の測定

墨田区では毎年度2地点で代表的な大気汚染物質である二酸化硫黄、浮遊粒子状物質²、窒素酸化物について常時測定を実施しています。

環境基準がある二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素の長期的評価においては、環境基準を達成しています。

その他、有害化学物質の測定（年2回）、ダイオキシン類の測定（年1回）を実施しており、いずれも環境基準を超えていません。

光化学スモッグ

墨田区では、光化学スモッグ注意報等の発令時には、防災無線等を使って区民に屋外で運動を控えるよう注意を呼びかけています。

【光化学スモッグ注意報等の発令状況】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予報	4	4	0	3	3	3
注意報	2	3	1	5	2	1
学校情報	8	8	15	5	11	8

出典：令和2年度版すみだの環境（令和元年度実績）

アスベスト対策

墨田区では、2005（平成17）年度に民間建築物アスベスト確認調査助成金交付要綱を制定し、民間住宅や中小企業の建築物における吹付けアスベストの分析費用の助成を行うとともに、除去工事費用の融資あっせん及び利子分の補助を行っています。

また、アスベスト含有建築物解体等の工事については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例及び大気汚染防止法に基づき、石綿飛散防止方法等計画届出書等の提出を受け、工事施工前に近隣にアスベストが飛散しないよう対策がきちんとなされているかの調査指導を行っています。

1：「光化学スモッグ」の原因となる大気中の物質の総称

2：粒径10μm以下の大気中に浮遊している粒子状物質

(2) 水質

墨田区では、河川の水質の現状を把握するため、毎年度8地点において定期的な水質測定を実施しています。水質に関する環境基準には、生物化学的酸素要求量（BOD）や溶存酸素量（DO）といった指標があります。2017（平成29）年度から環境基準の水域類型の指定見直しがあり、2019（令和元）年度は、環境基準を満たしていない河川がありました。年度によって若干の変動も見られるため、経過を観察していきます。

隅田川の水質は、過去において水質汚濁が進行したこともありましたが、工場排水の規制により改善が図られてきました。また、1994（平成6）年度には隅田川流域の下水道普及率が100%を達成するなど、水質は大幅に向上しています。

東京都区部では合流式下水道を採用しているため、一定以上の降雨により下水道の処理能力を超えるとポンプで直接河川に放流しており、河川の水質汚染に影響を及ぼすことがあります。こうした河川への汚水混じりの雨水排出を防止する観点からも、墨田区では積極的な雨水利用を推進しています。

(3) 騒音・振動

墨田区では、騒音に関する相談は、建設作業や工場に係る苦情が多いため、工場を設置する際や特定建設作業を実施する際に窓口で指導し、苦情があった時には現場確認し、調査・指導を行っています。

また、自動車による公害を継続的に監視するため、区内道路に面する地域の自動車騒音の環境基準達成状況と、主要幹線道路における道路交通騒音・振動の調査を実施しています。

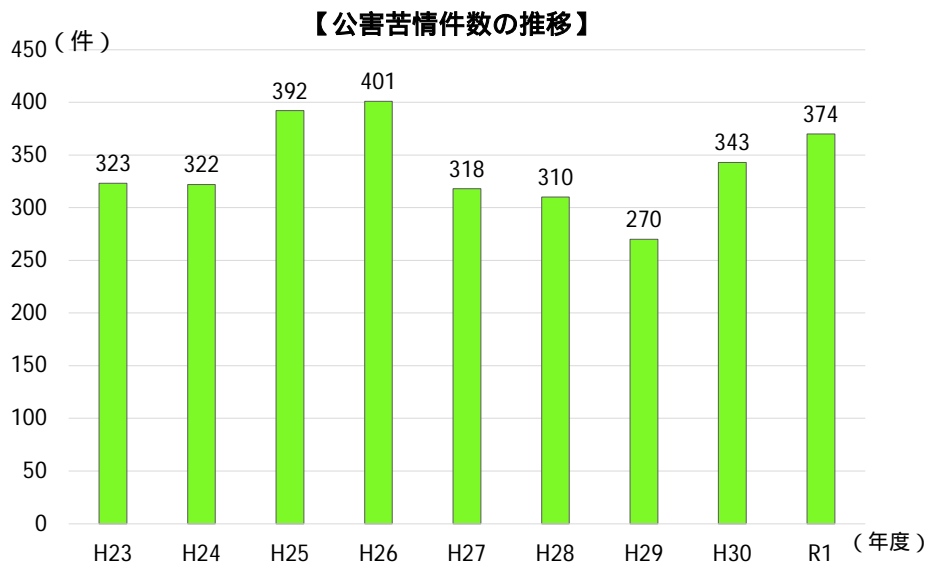
2019（令和元）年度の道路交通騒音では、水戸街道（四ツ木橋手前）で夜間の要請限度³を超えています。振動については要請限度を超えていません。

3：騒音・振動について対策を講じるよう要請する大きさの基準のこと。単位はdB

(4) 公害苦情件数

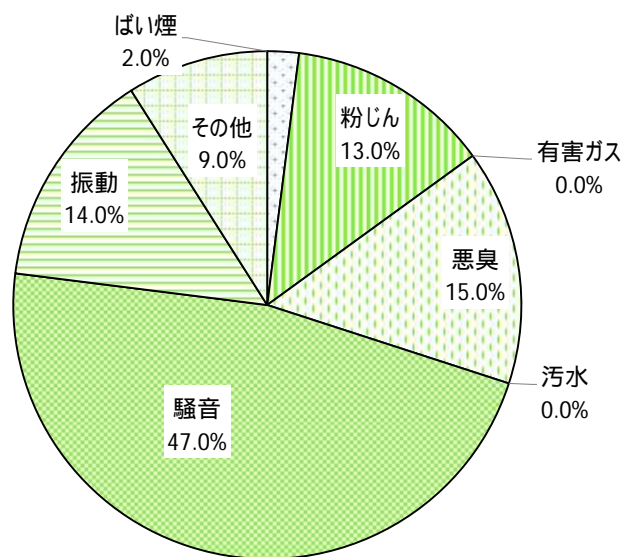
墨田区における苦情件数の推移をみると、過去 10 年間に於いて毎年度 300 件前後の苦情が発生しています。

苦情件数を現象別にみると、騒音が最も多く、毎年度 100 件を超える苦情が寄せられています。また、振動、悪臭及び土壌汚染も依然として課題となっているほか、「カラスによる人への被害」や「空き地の管理」といった「その他」に分類される苦情が増加傾向にあり、2019（令和元）年度には合計で 374 件となっています。騒音は、建設工事に関するものが多くなっています。件数は、経済情勢とも関連して増減しています。



出典：令和 2 年度版すみだの環境（令和元年度実績）

【公害苦情件数の内訳（2019（令和元）年度）】



出典：令和 2 年度版すみだの環境（令和元年度実績）

2 - 2 プランの進捗

「第二次すみだ環境の共創プラン」では、5つの「基本目標」を設定して各種施策・事業を推進しており、それぞれに「環境事業指標」を設定して進行管理を行っています。

また、5つの「基本目標」に「2020年東京オリンピック・パラリンピック開催への対応」を加えた6つのテーマについて、優先的かつ発展的に推進すべき取組などを重点プロジェクトとして位置付けており、それぞれに「活動指標」を設定して進行管理を行っています。

これらの「環境事業指標」と「活動指標」の進捗を見ると、気候変動対策に関する「基本目標1」や資源循環に関する「基本目標3」など、複数の項目で目標の達成が困難なものがあげられます。

【第二次すみだ環境の共創プランの進捗】

基本目標 (重点プロジェクト)	指標区分	指標	実績値	中間目標値	最終目標値
			2019 (R1)	2020 (R2)	2025 (R7)
基本目標1 温室効果ガスの排出を抑制したスマートエネルギーのまち	環境事業指標	区域における温室効果ガス排出量(万t-CO ₂)	123.0 ¹ (-3%) ³	101.0 (-20%) ³	88.0 ² (-30%) ³
		区域におけるエネルギー消費量(TJ)	12,183 ¹ (-29%) ³	12,800 (-26%) ³	10,600 ² (-38%) ³
	重点プロジェクトの活動指標	区民1人あたりの温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	4.6 ¹	3.8	3.1 ²
		太陽光発電等の導入によるCO ₂ 排出削減量(t-CO ₂)	1,203	1,315	1,600
基本目標2 身近な緑と水辺に親しみ、生きものをふれあえるまち	環境事業指標	緑被率(%)	10.7	12.2	13.0
	重点プロジェクトの活動指標	まちなか緑化の活動地域数(地域)	17	16	22
基本目標3 資源循環型社会の実現を目指すまち	環境事業指標	資源化率(%)	18.9	23.0	25.0
		雨水総貯留容量(m ³)	25,003	26,300	30,000
	重点プロジェクトの活動指標	区民1人1日あたりごみ排出量(g)	544	520	515
基本目標4 良好な生活環境が確保され、安心とやすらぎが実感できる住みよいまち	環境事業指標	苦情があった特定建設作業の割合(%)	5	8	5
		苦情申立人が満足した割合(%)	72	45	60
	重点プロジェクトの活動指標	住宅・事業所が設置した緑のカーテン面積(m ²)	400	350	420
		緑のカーテンモデル設置施設数(施設)	26	30	35
基本目標5 環境活動を実践する人が育つまち	環境事業指標 重点プロジェクトの活動指標	環境ボランティア登録者の実働割合(%)	67	71	75
(重点プロジェクト6 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催への対応)	重点プロジェクトの活動指標	遮熱性舗装の区道面積(m ²)	3,365	5,000 対象 3,342	-

1:2017(平成29)年度実績値。 2:2030(令和12)年度目標値。 3:2000(平成12)年度からの変動割合。

■:中間目標の達成が困難と考えられるもの。

2 - 3 環境アンケートの結果

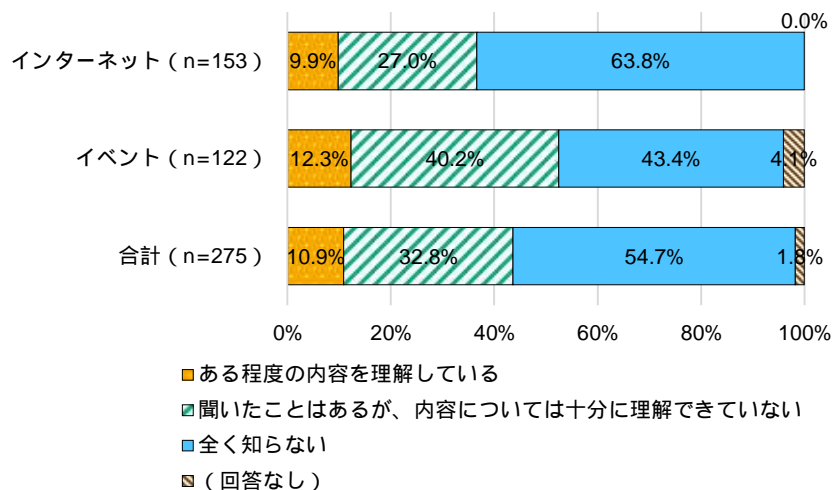
2020（令和2）年度に、区民や区内に通勤・通学する人を主な対象として、下記の環境アンケートを行いました。

項目	内容
調査期間	2020（令和2）年9月3日～2021（令和3）年3月31日
調査対象	区民や区内に通勤・通学する人
調査方法	墨田区HPでのWebアンケート・環境関連イベント時にアンケート調査票を配付
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次すみだ環境の共創プランの認知度 ・SDGsの認知度 ・新しい生活様式の実践内容 ・レジ袋有料化後の対応 ・環境問題に対する普段の取り組み ・環境問題に対する墨田区への要望 など
有効回答数	275件（インターネット153件、イベント122件）

1 第二次すみだ環境の共創プランの認知度

「第二次すみだ環境の共創プラン」について、ある程度の内容を理解している人が約1割、聞いたことはあるが、内容については十分に理解できていない人が約3割でした。

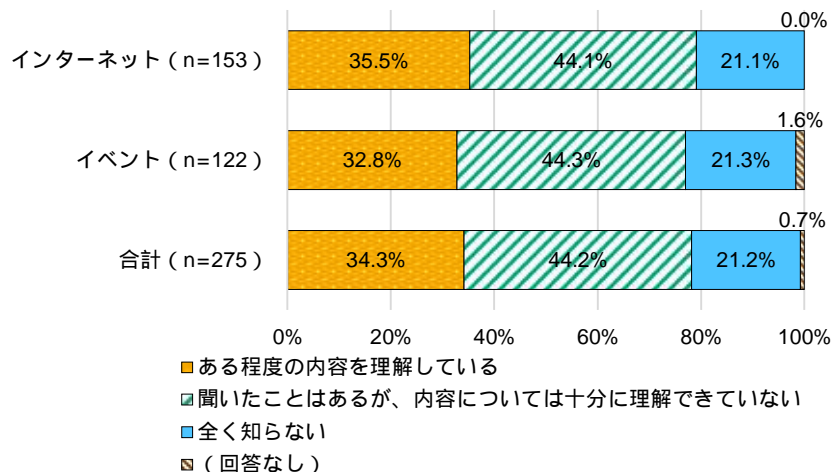
本プランの認知度を上げることが課題となっています。



2 SDGsの認知度

SDGsについて、ある程度の内容を理解している人が3～4割、聞いたことはあるが、内容については十分に理解できていない人が4～5割でした。

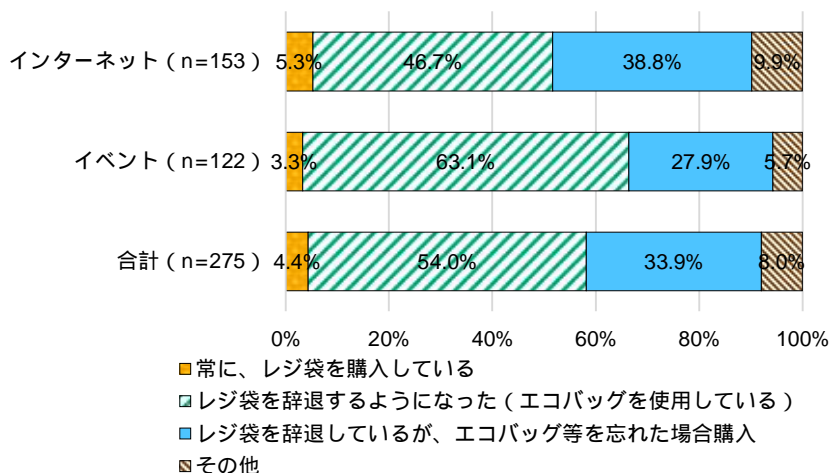
SDGsが社会に浸透しつつあると考えられますが、さらなる認知度の向上が必要です。



3 レジ袋有料化後の対応

2020（令和2）年7月にレジ袋が有料化された後、常にレジ袋を購入している人が1割弱いますが、レジ袋を辞退している人は約9割にのぼることがわかりました。

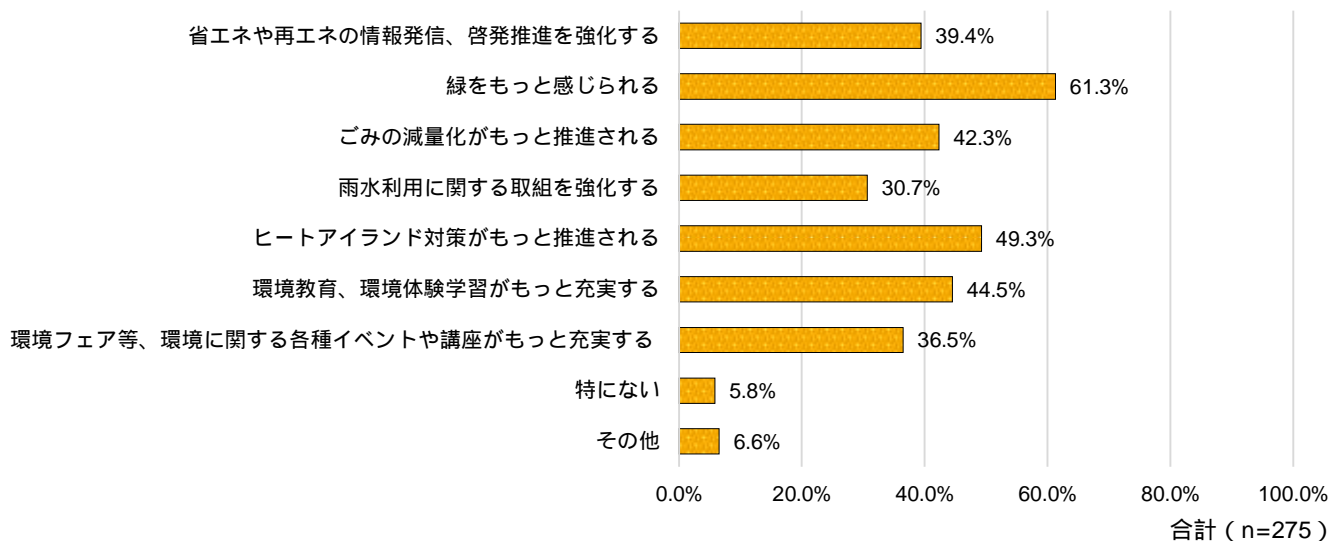
これをきっかけとして、ごみの減量を意識する人が増えていくことが望まれます。



4 環境問題に対する墨田区への要望

環境問題に対する墨田区への要望として、「緑をもっと感じられる」（約6割）、「ヒートアイランド対策をもっと推進される」（約5割）、「環境教育、環境体験学習をもっと充実する」（4～5割）の順にニーズが高いことがわかりました。

住みやすさに直結する「緑」や「ヒートアイランド対策」などのニーズに応えられる環境施策を展開していく必要があります。



2 - 4 プラン中間見直しに当たっての課題と対応

1. 気候変動対策の課題と対応

(1) 気候変動対策（緩和策）への対応

区域における温室効果ガス排出量は、2017（令和元）年度までに2000（平成14）年度比で3%削減することができました。

しかし、現在の削減ペースでは、2030（令和12）年度までに30%削減するという目標を達成することは困難です。これは、当初の想定よりも電力のCO₂排出係数が下がっていないこと、代替フロンなどの排出量が増加していることが主な要因と考えられます。

一方で、社会的な動向をみると、我が国では2020（令和2）年、東京都では2019（令和元）年に、『2050年カーボンニュートラル（脱炭素化）』が宣言されており、墨田区においても、国や東京都と連携して「脱炭素社会」への転換に貢献していくことが求められます。

このように、墨田区においては、国や東京都の削減目標と整合する野心的な目標に切り替えるとともに、区内のエネルギー消費量を大幅に削減しながら、電力のCO₂排出係数の低減や代替フロンの削減などに貢献する取組を推進することが求められます。このためには、家庭、事業所、まちづくりなど、あらゆる分野の社会経済構造を脱炭素型へと移行するための再構築・再設計が必要となります。

(2) 気候変動対策（適応策）への対応

第1章に示したとおり、これまで以上に温室効果ガスの排出量を抑制する「緩和」に取り組む必要がありますが、併せて気候変動による被害を回避・軽減する「適応」にも取り組む必要があります。

墨田区は、西側を隅田川、東側を荒川に挟まれるとともに、大部分の土地がゼロメートル地帯にあるため、豪雨や高潮による水害リスクが大きいことが特徴です。また、都市化の進行によりヒートアイランド現象⁴が進行しているため、熱中症リスクにも注意が必要です。その他にも、気候変動による産業・経済活動への影響や、生活への影響、感染症を媒介する生き物（蚊やマダニ、ネズミなど）の分布域の変化による感染症リスクの変化など、複数の分野で「適応策」を推進していく必要があります。

2. 自然環境の課題と対応

(1) 緑化への対応

墨田区は、1972（昭和47）年3月に東京23区で初の緑化宣言を行い、これまで緑化推進施策を展開してきました。

区内の緑被率は、公園の整備や開発指導要綱等により少しずつ増加していますが、直近の

⁴：都市域において地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象

調査結果では 10.7%であり、2025（令和 7）年度の目標である 13%とは離れたものとなっています。

住商工が混在し、すでに成熟した都市である本区では、新たな緑地を創出するには大きな制約があります。このため、新規建築物の建設や改修、整備の機会を捉え、緑地の整備につなげていく必要があります。また、豊かな水辺空間を活かした、うるおいとやすらぎが実感できる空間を作ることや、身近な公園などの緑が区民の日々の暮らしに与える心のやすらぎや豊かさを高めていくことなどが求められます。

（2）生物多様性への対応

都市地域で生物多様性を保全するためには、生物の生育・生息地として緑地の規模や連続性を評価して、中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区となる緑地を配置し、これらの緑地によるネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成を図ることが望ましいとされています。そのため、完成された市街地である本区では、緩衝地区になりうる「まちなかに点在する緑」や、回廊ともなり得る「街路樹」を増やし、充実させることが求められます。

また、生物多様性の損失は地球規模でも生じています。都市部では、大量に農薬を使用して生産された農作物や、熱帯雨林を伐採して生産されたパーム油製品の消費などを通じて、生物多様性の損失に影響を及ぼしています。一方で、2019（令和元）年度に実施したアンケートによると、50.8%の人が「生物多様性」という言葉の意味を知らず、このような影響についてもあまり認識されていないと考えられます。そのため、身近な地域や地球規模での生物多様性の保全のためには、区民一人ひとりが、緑の大切な役割と生物多様性の恵みについて理解を深める必要があります。

3. 資源循環の課題と対応

区民 1 人 1 日当たりごみ排出量は、2017（令和元）年度に 544g となり、2014（平成 26）年度の 585g と比較して 7%削減することができました。

しかし、近年は、人口の増加や粗大ごみ排出量の増加により、年間総排出量の減少幅は鈍化し、下げ止まりの傾向が見られます。

最終処分場の延命化や、食品ロス、プラスチックごみなどの新たな社会的課題に対応するためには、さらなるごみの減量が求められます。そのためには、3R（発生抑制・再使用・再生利用）を推進していくとともに、優先度の高い 2R（発生抑制・再使用）に一層注力し、「ごみを出さない」「ごみをつくらない」取組を進めていく必要があります。

省資源・循環型社会を実現するために、区民・事業者・区の三者が協働して、更なるごみの発生抑制・排出抑制に取り組んでいくことが求められています。

4. 生活環境の課題と対応

墨田区では、大気、水質、騒音、振動及び放射線についての環境監視を定期的に行っています。これらの公害については、概ね環境基準を達成し、良好な環境が維持されていることから、引き続き、環境監視を継続するとともに、法令等に基づく公害防止に向けた事業所・工場等への指導を行っていくことが求められています。

また、大気や水質については、東京都や周辺自治体との連携により、広域的な対策を推進していくことが求められています。

さらに、カラス等の鳥獣による人への被害の苦情やごみの不法投棄、ごみ屋敷の増加が懸念されており、防止策を含めた対応が求められています。

5. 協働による環境活動の課題と対応

従来環境対策は行政が主体となり実施してきましたが、地球温暖化をはじめとする今日の環境問題を解決していくためには、区民や事業者の自主的かつ積極的な環境活動の実践が不可欠です。

「すみだ環境区宣言」の基本理念である「環境にやさしいまち すみだ」の実現に向けて、区民や事業者による環境にやさしい行動の実践に向けた支援策を展開するとともに、「環境の共創」の考え方のもと、より一層の協働により環境問題の解決に取り組んでいくことが求められています。

6. 東京 2020 オリンピック・パラリンピックへの対応

東京 2020 オリンピック・パラリンピックは、新型コロナウイルス感染症の流行により 1 年延期され、2021（令和 3）年夏季に開催される見通しです。

墨田区では、国技館でボクシング競技が開催されることを踏まえ、国技館の周辺の区道を中心に遮熱性舗装を施すとともに、歩道舗装材に透水性平版ブロックを用いたり、街路樹を整備するなど、ヒートアイランド現象の緩和に寄与する整備を行いました。

今後は、これらの成果をレガシーとして継承し「気候変動への適応」として位置付けるとともに、区の全域に同様の取組を展開させる必要があります。

第3章 本プランが目指す「すみだ」の将来像

第3章 本プランが目指す「すみだ」の将来像

3 - 1 本プランが目指す「すみだ」の将来像

「第二次すみだ環境の共創プラン」では、「すみだ」の将来像を『みんなで創る環境にやさしいまち「すみだ」』としました。

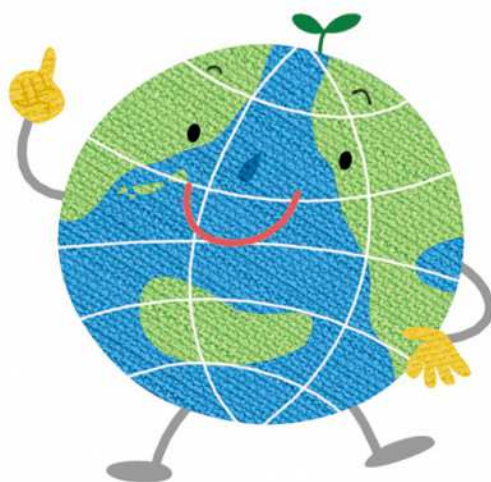
後期計画ではこの将来像を引き継ぎながらも、SDGsを踏まえ、環境を中心とした様々な課題の解決を通じ、より良いまちづくりと世界規模での持続可能な社会の構築に貢献するため、『みんなで創る環境にやさしい持続可能な「すみだ」』とします。

みんなで創る環境にやさしい持続可能な「すみだ」

私たちの暮らす墨田区は、悠久の流れをたたえた隅田川と先人の力によって生まれた荒川の二つの河川に抱かれた豊かな水辺の地にあります。この地の自然をはじめとして、江戸下町文化を育んできた環境を守り、より豊かにして未来の子どもたちへ引き継ぐことは、墨田区に住み、働き、学び、集う私たちの願いであり、今を生きる私たちの責務です。

本プランが目指す「すみだ」の将来像の実現には、行政の力だけではなく、より一層の区民・事業者等との協働と連携が必要です。

区民・事業者等との協働と連携によって、よりよい環境を守り育てていく、という「責務」をあらためて認識することが「環境の共創」の土台となります。そのうえで、「すみだの将来像」を共有することによってはじめて、環境にやさしい持続可能な「すみだ」の実現に近づくことができます。



3 - 2 2025（令和7）年ごろのすみだのイメージと基本目標

墨田区は、隅田川や荒川をはじめ豊かな水辺に恵まれ、かつては江戸のまちの中で最も栄えた文化や歴史が薫るまちとしての魅力を持っています。さらに2012（平成24）年5月には東京スカイツリー[®]が完成し、観光都市としての魅力も高まっています。

このようなすみだの魅力とすみだを抱える環境への課題を踏まえて、本プランが目指す2025（令和7）年ごろのすみだのイメージを描きました。

これらの6つのイメージは、今後の環境行政の取り組み成果の目標となるものです。そのため、このイメージを本プランが目指す「すみだ」の将来像を実現するための基本目標として位置づけ、区民・事業者・区の協働による取り組みの指針とします。

【本プランが目指す「すみだ」の将来像に基づく2025（令和7）年ごろのすみだのイメージ】

基本目標1 脱炭素社会の実現に向けたまちづくりが進み、あらゆる人が行動するまち

省エネルギー型の設備や家電の普及とともに、太陽光発電設備をはじめとする創エネルギー設備や蓄エネルギー設備の導入が進んでいます。また、無駄なエネルギーを消費しない構造の住宅やビルが増え、エネルギーマネジメントの取り組みが普及しています。さらに、水素エネルギーの活用も進み、家庭や事業所において燃料電池、燃料電池自動車が普及しつつあります。

まちには、歩きやすい歩道や自転車道が整備され、公共交通機関と組み合わせて快適かつ環境に配慮した移動がしやすくなっています。自家用車やバスは、電気自動車などに切り替わりつつあり、CO₂とともに大気汚染物質の排出量も削減されています。

家庭や事業所では、省エネルギー行動が「日常的な習慣」として定着しており、省資源・省エネルギー型のライフスタイル、ビジネススタイルが定着しています。

基本目標2 気候変動に適応し、安心して過ごせるまち

国や東京都と連携し、豪雨や高潮による水害に強いまちづくりが進み、家庭や事業所では災害時に迅速に避難行動を取れる体制が整っています。

また、住宅やビルからの排熱抑制や多様な地域の緑化の取り組みにより、ヒートアイランド減少が緩和され、まちかどクールスポットが公共施設のほかに、事業者の協力により区内の各所に設置され、健康で快適に夏を過ごせるまちになっています。

家庭や事業所では、気候変動に対する正しい知識が身につけており、様々な影響に対し、自助・共助・公助による適応が進んでいます。

基本目標3 身近な緑と水辺に親しみ、生き物とふれあえるまち

公園や街路樹の緑化、水辺など公共の場の緑化に加え、住宅やビルの壁面緑化、屋上緑化、緑のカーテンなどの多様な地域の緑化が着実に進むとともに、エコロジカルネットワークが形成されています。併せて、緑を用いた生きがいがづくり、交流、生き物観察講座などが活発になることで、区民の緑の満足度が高まっています。

また、大横川や北十間川をはじめとして親水空間の整備が進み、隅田川の観光船からは緑と水辺の風景を楽しめるようになっています。

家庭や事業所では、生物多様性に対する正しい知識が身につけており、生物多様性に配慮した方法で生産されたものを選択して購入するなどのライフスタイル、ビジネススタイルが定着しています。

基本目標 4 省資源・資源循環型社会を実現するまち

街なかに並ぶ商品の大部分は、容器包装が最小限又はパッケージフリーになり、リユース容器も普通になっています。

家庭や事業所では、できる限りごみを出さない、ものを捨てずに大切に使うライフスタイルやビジネススタイルが定着し、焼却処理や最終処分されるごみの量が減っています。

基本目標 5 良好な生活環境が確保され、健康でやすらぎが実感できる住みよいまち

大気や河川、騒音、振動などに対する調査・監視・指導の継続により、環境基準を達成し、都市・生活型公害への苦情が減っています。

また、カラス等の鳥獣と人との距離感が適正になるとともに、ごみの不法投棄、ごみ屋敷がなくなり、これらへの苦情も減っています。

基本目標 6 環境活動を実践する人が育つまち

人情や風情にあふれたすみを愛し、家庭や学校、職場など様々な場面で、環境問題について正しい知識を学び、その解決に向けて積極的に行動できる区民や事業者になっています。

江戸の昔から連綿と続く生活の場、働く場としてのすみを、より豊かにして未来の子どもたちへ引き継ぐため、「環境の共創」の考え方のもと区民・事業者・区が協働してさまざまな環境保全活動に取り組む環境にやさしいまちになっています。

【本プランが目指す「すみだ」の将来像に基づく6つの基本目標】

